

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

会 則 (改正案)

(名 称)

第1条 本会は長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会（以下「本会」という）と称する。
また、松本県ヶ丘高等学校東京同窓会、松本県ヶ丘高校東京同窓会並びに縣陵
東京同窓会とも称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と交流及び情報交換を図り、延いては母校の発展と興隆に
寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記事業を行う。

1. 毎年1回定期総会・懇親会の開催
2. 会報及び会員名簿の発行
3. 会員の親睦会、講演会、見学会及び座談会の開催
4. 同好会運営の援助推進
5. 母校及び生徒への支援
6. 長野県高等学校同窓会東京連合会・長野県中信地区高等学校同窓会東京連合会・在京他校同窓会との交流、親睦の推進
7. その他、前条の目的達成に必要と認められる事業

(会 員)

第4条 本会は旧制松本第二中学校及び長野県松本県ヶ丘高等学校に入学または在籍した
者で、東京及びその近県に在住する者及び本会に入会を希望する者を持って組織
する。

(所在地)

第5条 本会の所在地を会長の住所とする。ただし、運営細則に別の定めがあるときはそ
の住所とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 代表幹事 | 若干名 |
| 5. 幹事 | 各回期ごと2名から若干名 |
| 6. 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員を選出は下記方法により選出し、任期は2年とし再任を妨げない。但し会長については、原則2期4年までとする。

1. 会長、副会長は代表幹事会で選出し、幹事会に報告の上、総会の承認を要する。
2. 幹事長、代表幹事、監事は幹事会において選出する。但し、監事は幹事長及び代表幹事を兼務してはならない。
3. 代表幹事は運営細則第3条に定める各委員会の委員長、事務局長に就く。
4. 幹事は各回期または会員からの推薦にもとづき会長、幹事長、代表幹事が選任し、運営細則第3条に定める委員会に所属する。
5. 各委員会の委員は幹事会に報告し承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、本会事務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長職務を代行する。
3. 幹事長は総会、代表幹事会および幹事会において決議された事項、長野県松本県ケ丘高等学校同窓会（以下「本部同窓会」という）から委嘱された事項及び日常業務を執行する。
4. 代表幹事は、第13条で定める事項を執行するとともに、運営細則第3条に定める事項を推進する。
5. 事務局長は、幹事長に事故ある時は幹事長の職務を代行する。
6. 幹事は、各委員会に所属して活動を行い委員長を補佐する。
7. 監事は、本会、総会・懇親会の会計全般の監査をおこない、会長および会員に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会、代表幹事会、幹事会、委員会の4種とする。

(総会)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年6月に開催する。
2. 臨時総会は、代表幹事会が必要と認めたとき開催する。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長および書記は別途選出する。

(総会議決事項)

第11条 総会において、下記事項を審議決定する。

1. 会長、副会長の承認
2. 事業計画及び予算の承認
3. 事業報告及び決算の承認

4.会則の変更

5.その他代表幹事会で必要と認めた事項

(総会の議決)

第12条 総会の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(代表幹事会)

第13条 代表幹事会は、**会長、副会長、幹事長**、代表幹事で構成し、幹事長が招集し、必要に応じて**議事に関連するその他の関係者**を出席させ、議長となり会務の運営に関する下記事項を議決執行する。**議決は全会一致を旨とするが、止むを得ない場合は出席者の過半数を以て議決する。**

1. 会長、副会長の選出
2. 会則及び細則、規定の改正、変更の立案に関する事項
3. 事業計画及び予算案の立案
4. 総会に付議する事項及び総会開催に関する事項
5. **その他目的達成に必要な事項**

(幹事会)

第14条 幹事会の構成は幹事とし、幹事長が召集し、下記事項を行う。

1. 幹事長、代表幹事、監事の選出
2. 事業計画及び予算案の審議承認
3. 事業報告及び決算の承認

(委員会)

第15条 委員会は委員長が招集し、下記事項を行う。

1. 委員会推進事項についての検討と実行
2. 代表幹事会への課題提案
3. 共通事項について関係委員会と共同会議などを通じた検討の実施

(会費)

第16条 本会の経費は会費及び寄付金・広告費等を以ってこれにあてる。

1. 会費は、**年額 2,000 円または終身会費 20,000 円とするが、経済事情の動向により変更することができる。**
2. 寄付金・広告費等
3. 会費及び寄付金・広告費等の**徴収は、郵便局・銀行等に開設する預貯金口座への振り込みによるものとする。**

(会計期間)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(名誉会長等)

第18条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

1. 名誉会長、顧問、相談役、参与は、会長、副会長、幹事長、代表幹事経験者の中から代表幹事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 名誉会長、顧問、相談役、参与は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずる。
3. 幹事長は名誉会長、顧問、相談役及び参与に幹事会並びに代表幹事会への出席を求めることができる。

(運営細則)

第19条 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。

(附 則)

1. 本会則の発効は昭和43年11月25日とする。
2. 一部改正 昭和44年5月10日
3. 一部改正 昭和56年6月4日
4. 一部改正 平成9年6月13日
5. 一部改正 平成20年6月14日
6. 一部改正 平成25年6月8日
7. 一部改正 平成27年6月13日
8. 一部改正 令和6年6月8日

本会則を原本とする。

令和6年6月8日

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
会長 久保田 昇子